

## 議案第 5 2 号

### 北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の制定について

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 8 月 2 7 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

### 北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び法第 1 9 条第 9 号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 1 2 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 1 4 項に規定する情

報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、市長その他の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 市長その他の執行機関は、前項に規定する事務を処理するために必要な限度で、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次の表の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの	市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情

		報又は住民基本台帳法 (昭和42年法律第8 1号)第7条第4号に 規定する事項であつて 市長が別に定めるもの
--	--	--

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。